

行政に対する苦情の受理状況報告書

(令和4年3月分)

参議院行政監視委員会では、「行政に対する苦情の取扱いについて」(平成30年12月10日理事会確認)に基づきまして、広く国民の皆様から行政に対する苦情を受け付けております。

行政に対する苦情の取扱いについて

1. 苦情の範囲

行政監視委員会は、行政制度・施策の改善及び行政運営上の遅延、不適切、怠慢、不注意、能力不足などによって生じた不適正行政による具体的な権利・利益の侵害に関する苦情を受理する。

2. 苦情の受付

苦情は、参議院ホームページ上の入力フォームのほか、行政監視委員会又は同委員長に宛てた封書・はがき及びFAXにより受け付ける。

3. 受理した苦情の委員への報告

受け付けた苦情のうち、内容が不適当なもの以外の苦情を受理し、調査室において報告書(月報)として取りまとめ、委員に配付する。

4. 行政監視委員会における調査への活用

受理した苦情は、行政監視委員会において調査の端緒として活用する。

行政に対する苦情受付制度は、本委員会が行政監視活動を行うに当たり、国民の皆様から寄せられた行政に対する苦情を基礎的な資料・情報源の一つとして活用しようとするものです。寄せられた苦情に対して個別に答えるものではありません。また、行政以外の立法や司法等に関する苦情は対象ではありません。

令和4年4月

参議院行政監視委員会調査室

行政に対する苦情の受理状況（令和4年3月1日～31日）

上記期間に受理した苦情は、以下の18件です。

苦情に関するお問い合わせ：行政監視委員会調査室(内線75366)

	件名・要旨	受理年月日
	[韓国について]	
1	日本の敵国は中国・ロシア・北朝鮮だけではない。中国による日本侵攻が始まった場合、韓国もこれに便乗して侵攻してくる可能性について考えているだろうか。アメリカによる統制があったために今まで侵攻できなかっただけである。	R4.3.1 ホームページ
	[ロシアについて]	
2	ウクライナ国内では、ロシア側のスパイとみられる者が爆撃の目印を付ける工作を行っているようである。日本国内における同様の事態を防ぐため、ロシア人に対する入国制限やロシア企業を含めた厳格な監視又は国外追放を検討すべきである。想定外の侵略をされてからでは遅い。	R4.3.2 ホームページ
	[警察行政等について]	
3	HSP (Highly Sensitive Person) である私が、夫の言動等によるストレスで心身に不調を来す夫源病や家庭内圧迫で苦しむ女性に同情し交友を続けていたところ、ストーカー規制法違反の容疑で任意の事情聴取を受けた。一方的に警察側が作成したストーリーを認めるよう促され、抗議しても全く取り合ってもらえなかった。警察行政の上層部責任者は、初動捜査の緻密性や初動捜査に関わる職員の質の向上、職員個人による裁量的な言動の責任の明確化と運用に努めるべきだと思う。この事案の経緯に関して、①警察行政の旧体質や杜撰な初動捜査、②家庭内における人権犯罪、③HSPに分類される人々の行動傾向に対する理解といった、日本の行政や社会が内包している後進性を感じていることを主張したい。	R4.3.2 郵送
	[核兵器の持込みについて]	
4	核兵器は例外なく絶対に我が国に持ち込んではいならない。第二次世界大戦下で広島と長崎に原子爆弾が落とされ、多くの罪のない尊い命が失われた。生き残った人も心身共に深い傷を負った。全ての国が核兵器を放棄し、保有しなければ、我が国に持ち込まれることもない。	R4.3.2 ホームページ
	[在日ロシア大使館の住所について]	
5	在日ロシア大使館の住所表記にウクライナの名称が入るよう、地名を変更してほしい。	R4.3.7 ホームページ
	[ロシアへの抗議について]	
6	国連がロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議を採択し、日本はこれに賛成したことなどを受け、ロシアから非友好国に指定された。これに対し、日本政府はロシアに抗議をしたとのことだが、何を抗議する必要があったのか疑問である。	R4.3.9 ホームページ

	件名・要旨	受理年月日
7	<p>[ウクライナの民間人の退避について]</p> <p>世界各国や国連に呼び掛け、ウクライナの非戦闘員や民間人を国外へ退避させるべく、ロシアやウクライナの大統領と協議するよう働きかけをしてほしい。ロシアの主張どおり民間人を戦闘に巻き込んでいないというのであれば、交渉の余地はあるように思う。ロシア側との私的なつながりがあるのであれば、政府間だけでなく個人間の対話として働きかけを行ってほしい。</p>	R4. 3. 9 ホームページ
8	<p>[外国人留学生に対する給付金の支給について]</p> <p>外国人留学生に給付金を支給する理由が分からない。国民に多くの税を課す一方で、苦しむ国民に給付金を支給せず、外国人に支給するのは、税の使途として大変心外である。</p>	R4. 3. 11 ホームページ
9	<p>[西武信用金庫による不正への金融庁の対応について]</p> <p>西武信用金庫の不正融資問題で金融庁に対し行った情報開示請求について、現在審査請求を行っている。しかし、金融庁が提出した不開示理由説明書の内容は到底納得できるものではなかった。不正の加害者である西武信用金庫を保護し、被害者である国民を無視する金融庁の対応は異常であり、早急な対応と改善を求める。</p>	R4. 3. 11 ホームページ
10	<p>[子育て支援施設の新型コロナウイルス感染症対策について]</p> <p>昨年末に子どもを出産後、別の自治体に転居したが、転居前の自治体の子育て支援施設職員がいまだに対面で育児状況の確認に来る。新型コロナウイルス感染症に感染するリスクを下げるため、オンラインでの実施を提案しているが断られ続けており、同施設のリスク認識に不信感を持っている。オンラインでの実施を導入できない理由を説明してほしい。</p>	R4. 3. 11 ホームページ
11	<p>[給付金の支給について]</p> <p>私は年金受給者であるが、新型コロナウイルス感染症対策として年金受給者を対象とした臨時給付金の支給を行うのはやめてほしい。次世代に負担を転嫁させてはいけない。</p>	R4. 3. 16 ホームページ
12	<p>[消費税減税について]</p> <p>長引くコロナ禍により、国民生活は困窮を極めている。国民の負担を和らげるため、消費税減税を行うべきである。</p>	R4. 3. 20 ホームページ
13	<p>[財務省について]</p> <p>日本経済を長期低迷状態に陥れている財務省を廃止してほしい。</p>	R4. 3. 20 ホームページ
14	<p>[外務大臣の更迭について]</p> <p>ウクライナに対する外交的失礼を繰り返す林外務大臣は更迭してほしい。林外務大臣のままでは、日本が外交的にまずい立場に追い込まれてしまう。</p>	R4. 3. 24 ホームページ
15	<p>[警察法改正案について]</p> <p>重大サイバー事案に対する直接の捜査権限を警察庁が持つことは、特別高等警察等が存在した時代の体制と同様となるおそれがある。また、その捜査対象の判断基準も明確になっていない。警察法改正案には反対である。</p>	R4. 3. 24 ホームページ
16	<p>[「人流」という表現について]</p> <p>「人流」という表現に嫌悪感を感じる。役人やマスメディアは国民を厄介な物と考えているのではないか。</p>	R4. 3. 26 ホームページ

	件名・要旨	受理年月日
17	<p>[パンデミック条約について]</p> <p>WHOで議論されているパンデミック条約に反対である。 新型コロナウイルス感染症よりも新型コロナウイルスワクチンの副反応等による被害の方が深刻であり、政府は国民のことを誠実に考えてほしい。</p>	<p>R4.3.26 ホームページ</p>
18	<p>[「ARTS for the future!」事務局について]</p> <p>文化庁が実施しているARTS for the future!事業に関する補助金不正受給の通報に当たり、事前に通報者のプライバシー保護について事務局に問い合わせたところ、現段階では回答できないと言われた。通報者のリスクが明確でなかったため通報することができずにいる間に、不正を行っていた団体への補助金の交付が決定された。 コロナ禍で苦しんでいる人々がいる中で、税金を原資とする補助金の不正受給はきちんと取り締まってもらいたい。</p>	<p>R4.3.27 ホームページ</p>